

A0102-02	工場の現場状況を確認せずに、運転するな		
本文	工事部分が少しでも関係する機器・プロセスの運転を開始するときは、必ず現場の状況を確認し、施工関係者に運転再開を伝えること。		
リスクの種類	機器、貯槽等設備の破損、漏洩	関連目次・章節	A0204、A0305
理由(何故)	工事に関連する設備の運転開始時に、施工担当部署と運転部署間の連絡ミスを含む連絡の不徹底、現場状況の確認ミスによる事故例が多い。		
方策	1) 作業開始マニュアルを徹底的に教育すること。 2) 工事の内容と期間について、施工担当部署と運転部署間の連絡を密にし、関係者に周知させる。 3) 運転を開始するとき、運転者は現場の状況を現場で正確に把握すること。(施工担当部署にも確認のこと)		
事故例	①タンクの塗装工事に際し、塗料付着防止のためドーム部に取り付けてあるアトモス弁(負圧防止用)の金網にビニールシートを被せた。灯油出荷依頼を受けた工場運転員はポンプを動かしたところ、タンク内が負圧となり座屈した。塗装施工部門と運転部門との連絡の悪さ(あるいは塗装施工者のシートの外し忘れ)に起因すると思われるブラジルでの事故例がある。 ②タンクのブリーザー弁の点検のため、ブリーザー弁を取り外し、通気管を取り付けずに仕切り板を取り付けてあった。運転員が液移送のためポンプを起動したら、タンクが負圧となり座屈した。情報提供(共有)の不備による事故。 この例のみならず、ベントの開き忘れなど負圧で凹ませた例は数が多い。 (JST 失敗知識データベース)		
法的参考事項	労働安全衛生法第20条～第27条(事業者の講ずべき措置) 同第29条～30条の3(元方事業者等の講ずべき措置) 同第31条、31条の2、3(注文者の講ずべき措置) 同第32条(請負人の講ずべき措置)		
備考			